

今月の手話

平成27年3月に「名寄市みんなを結ぶ手話条例」が施行されました。このコーナーでは、市民の皆さまがいつでも手話に親しめるよう、日常で使われることが多い手話を定期的に紹介します。

◆問い合わせ 社会福祉課(名寄庁舎2階)
☎01654③2111(内線3225)

その78 「こんばんは」

1

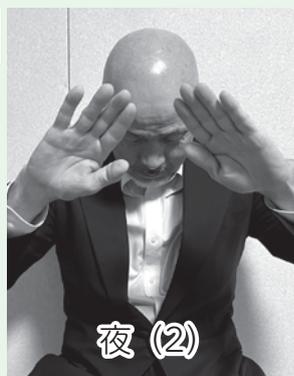


夜 (1)

開いた両手を頭の高さくらいで構えて、手を閉じながら頭を下げていきます。

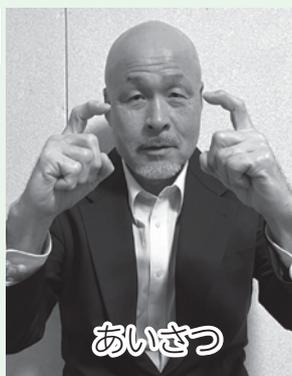
目の前が徐々に暗くなっていく様子につながります。「夜」の他に「暗い」や「晩」も同じ表現となります。

2



夜 (2)

3



あいさつ

両手の人差し指を立てて向い合せて同時に曲げます。人と人があいさつをしている状態を表しています。

夜
+
あいさつ
||
こんばんは



今月の講師 上川北部聴覚障害者協会(※) 岡崎 尚則さん ※名寄近郊に住むろう者です。

賃貸アパート退去時の トラブルに注意しましょう!

名寄市 消費生活センター通信

問い合わせ 消費生活センター ☎01654②3575

事例

大学生の娘が1年ほど入居した築25年の賃貸アパートを退去することになり、母親が退去の立ち会いをした。壁や床などの補修費用や清掃代で合計13万円になり、敷金9万円を差し引いた4万円を請求された。精算書の内容に納得がいかず、入居時、壁や床は新品ではなかったと管理会社に話すと「新品だった」と言われた。指摘されたキズや汚れについても娘はやっていないと言っている。(当事者：学生女性)



- ◆国土交通省の「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」では、通常使用による破損や経年劣化によるものは大家の負担、通常の使用方法を超える使い方によって生じたものは借主(入居者)の負担とされています。
- ◆経年劣化や通常損耗による修繕費は、家賃に含まれているとされます。古くなった設備を最新のものに交換したり、リフォームなどは、次の入居者を確保するためのグレードアップとなり、大家が負担するものです。
- ◆入居・退去時に気になるキズや汚れがあれば、自分が付けたモノでない事を証明するために、確認した内容をメモに残したり、修繕が必要と思われる箇所の写真を撮ったり、証拠となる記録を残すことが大切です。
- ◆ハウスクリーニングは借主負担とするなどの特約は原則として有効となるため、契約前に契約書をよく読み、退去時の特約などを確認しておきましょう。
- ◆修繕費用を請求された場合、内容をよく確認し、納得できない点は大家側に十分な説明を求めましょう。

アドバイス

困ったときは、早めに消費生活センターに相談してください。